

旭川市報道依頼

各報道機関 様

| | |
|------------|--|
| 発表日 | 平成29年9月29日 |
| 発信課 担当者 | 旭川市保健所健康推進課 松浦 |
| 連絡先 | 電話 0166-25-9848 |
| | FAX 0166-26-7733 |
| | E-mail k_matsuura@city.asahikawa.hokkaido.jp |

| | |
|--------------------------------------|---|
| 分類 | イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。) |
| 日程 | 平成29年10月1日 ~平成30年1月31日 |
| 発表項目 (行事名) | 平成29年9月29日 平成29年度 高齢者等インフルエンザ予防接種を実施します |
| 概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。) | <p>1 対象者 旭川市に住民登録されている方で、次の(1)、(2)のいずれかに該当し、接種を希望する方 (1) 接種当日に65歳以上の方 (2) 接種当日に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、これらのいずれかの障害として、障害等級1級相当の障害を有する方</p> <p>2 実施期間 平成29年10月1日から平成30年1月31日まで</p> <p>3 接種回数 1回</p> <p>4 接種場所 市内約180か所の医療機関</p> <p>詳細は別紙のとおり</p> |
| 添付資料 | 有 ・無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。 |
| 報道(取材)に当たってのお願い | |
| 備考 | |

平成29年度高齢者等インフルエンザ予防接種の実施について

旭川市では、予防接種法に基づく高齢者等を対象としたインフルエンザ予防接種を次のとおり実施します。

予防接種を受けてから、インフルエンザに対する抵抗力がつくまでには2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5か月間とされています。

予防接種を希望される方は、インフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種を受けておくことをお勧めします。

1 対象者

接種時点において旭川市に住民登録されている方で、次の(1)または(2)に該当する方

- (1) 接種当日に65歳以上の方
- (2) 接種当日に60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓、呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、これらのいずれかの障害として、障害等級1級相当の障害を有する方

2 実施期間

平成29年10月1日から平成30年1月31日まで

3 接種回数

1回

4 接種する場所

市内約180か所の医療機関

(詳しくは、こうほう旭川市民10月号の折り込みチラシ「高齢者等インフルエンザ予防接種のお知らせ」か、健康推進課保健予防係ホームページを御覧ください。)

5 接種料金

自己負担額1,510円(消費税含む)

※ ただし、市民税非課税世帯、又は生活保護受給世帯に属する方は、接種当日、次の通知書等を提示すること等によって、自己負担金が免除になります。

- (1) 市民税非課税世帯に属する方
「平成29年度介護保険料納入通知書」(世帯課税区分欄に「非課税」の記載があるもの)
「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証」(有効期限内のもの)
「平成29年度 旭川市高齢者等定期(日類疾病)の予防接種非課税世帯確認証」
(「インフルエンザ」の表示のあるもの)
- (2) 生活保護受給世帯の方
「保護手帳」

※ 1対象者(2)に該当する方は、「身体障害者手帳」(お持ちの場合)を併せて御持参ください。

6 持参するもの

「健康保険証」や「運転免許証」など、本人が確認できるもの

※ 市民税非課税世帯又は生活保護受給世帯に属する方は、5(1)又は(2)の通知書等を併せてご持参ください。

7 インフルエンザ予防接種予診票

実施医療機関、保健所及び支所にあります。

※ 医療機関に置いてあるチラシ「平成29年度高齢者等インフルエンザ予防接種を受けられる方へ」をお読みになってから、インフルエンザ予防接種予診票に必要事項を記入してください。

8 その他

インフルエンザ予防接種は、予防接種を受ける法律上の義務は無く、自らの意思で接種を希望する方のみ接種を行うものです。

9 問い合わせ先

旭川市保健所健康推進課保健予防係 電話25-9848